

平成23年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成23年11月25日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

平成23年11月25日（金）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙
- 第 5 一般質問
- 第 6 認定第 1 号 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 2 号 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第 9 号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 9 議案第10号 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第10 議案第11号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第11 議案第12号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第12 議案第13号 平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第13 議案第14号 平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第14 議案第15号 平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（32名）

1番	濱 欠 明 宏 君	2番	菅 原 恒 雄 君
3番	中 村 勝 吉 君	4番	佐 藤 ケイ子 君
5番	古 舘 章 秀 君	6番	熊 谷 昭 浩 君
7番	工 藤 由 春 君	8番	遠 藤 公 雄 君
9番	梶 屋 伸 夫 君	11番	浅 沼 幸 雄 君
12番	牧 野 茂 太 郎 君	13番	千 田 勝 治 君
14番	松 坂 喜 史 君	15番	猿 子 恵 久 君
16番	中 崎 和 久 君	17番	八 幡 文 耕 君
18番	櫻 庭 豊 太 郎 君	19番	内 田 和 良 君
20番	児 玉 正 彦 君	21番	菊 池 孝 君
22番	阿 部 義 正 君	23番	早 坂 信 一 君
24番	武 田 猛 見 君	25番	浜 川 末 松 君
26番	田 村 繁 幸 君	27番	千 田 力 君
28番	佐 藤 孝 悟 君	29番	昆 暉 雄 君
30番	畠 山 直 人 君	31番	武 田 平 八 君
32番	長 谷 川 和 男 君	33番	中 村 芳 正 君

欠席議員（1名）

10番 山 本 賢 一 君

説明のため出席した者

広 域 連 合 長	谷 藤 裕 明 君	副 広 域 連 合 長	稲 葉 暉 君
事 務 局 長	浅 沼 秀 夫 君	代 表 監 査 委 員	武 田 牧 雄 君

次長 兼
総務課長
会計管理者
兼
会計室長

蛇口秀人君
浅沼和明君

業務課長 高橋 悟君

職務のため出席した者

議会書記長 蛇口秀人君 議会書記 工藤浩統君
議会書記 金田 仁君 議会書記 駒木久子君

開会 午後 2時00分

開会及び開議の宣告

副議長（中崎和久君） これより平成23年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

この際、去る3月11日に発生した東日本大震災で尊い命を亡くされた被保険者をはじめ多くの方々の御霊に哀悼の意をあらわすために、皆様とご一緒に黙禱をささげたいと思います。

全員ご起立をお願いします。黙禱を始めます。

〔黙 禱〕

副議長（中崎和久君） お直りください。着席願います。

それでは再開をします。

本日の出席議員は32名であります。欠席の通告は山本賢一君、以上1名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

副議長（中崎和久君） 最初に諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告 9 件があります。お手元に資料を配付しておりますのでご了承願います。

議席の指定

副議長（中崎和久君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めます。

日程第 1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に 19 名の方がご当選をされましたことに伴い、議席を副議長において指定します。

また、議席が変更になった方について、あわせてその議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

蛇口書記長。

議会書記長（蛇口秀人君） 初めに、新たに選出された議員 19 名を読み上げます。

議席番号 1 番濱欠明宏議員、2 番菅原恒雄議員、6 番熊谷昭浩議員、7 番工藤由春議員、9 番枉屋伸夫議員、13 番千田勝治議員、14 番松坂喜史議員、15 番猿子恵久議員、17 番八幡文耕議員、18 番櫻庭豊太郎議員、20 番児玉正彦議員、21 番菊池孝議員、22 番阿部義正議員、24 番武田猛見議員、25 番浜川末松議員、29 番昆暉雄議員、31 番武田平八議員、32 番長谷川和男議員、33 番中村芳正議員。

続きまして、議席番号が変更になった議員 5 名を読み上げます。

議席番号 11 番浅沼幸雄議員、12 番牧野茂太郎議員、19 番内田和良議員、27 番千田 力議員、28 番佐藤孝悟議員、以上でございます。

会議録署名議員の指名

副議長（中崎和久君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、副議長において、11 番 浅沼幸雄議員、12 番 牧野茂太郎議員の 2

名を指名します。

会期の決定

副議長（中崎和久君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

副議長（中崎和久君） 日程第4、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、副議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長には菅原恒雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま副議長において指名しました菅原恒雄君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、菅原恒雄君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました菅原恒雄君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定による告知をします。

議長就任あいさつ

副議長（中崎和久君） ただいま告知をしました菅原恒雄君からごあいさつがあります。

それでは菅原恒雄君、議長席にお着き願います。

〔議長、副議長と交代〕

議長（菅原恒雄君） 議長就任のごあいさつを申し上げます。

このたび不肖私、皆様議員各位のご推挙によりまして議会議長の要職を担うこととなりました。まことに身に余る光栄でございます。衷心より深く感謝を申し上げます。

私は、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長という責任の重さを一層痛感しているところでございますが、皆様方の推薦を受けました上には、議会の円滑な運営はもとより、議会活動を通じて、高齢者の福祉の向上のために誠心誠意努力をする所存でございます。何とぞ皆様のますますのご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げて、甚だ簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一般質問

議長（菅原恒雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問を許します。

武田猛見議員。

24番（武田猛見君） 24番の武田猛見です。滝沢村選出の議員です。

初めてのことですが、通告に従いまして連合長あるいは事務局長にお聞きいたします。

この制度につきましては、2008年4月から施行されましてから4年目になっているようですが、国会での廃止法案が可決されたにもかかわらず、当時の鳩山政権は2013年度までに新制度をつくり、それまでは現行制度を維持するとした方針を打ち出しました。しかし、その後の情勢を見ましても、その新制度がどのようなものなのかすら見えていない状況にあります。

私もこの際、これまでの老人保健制度にいったん戻すべきであると考えております。そのような視点に立ちまして、4項目について質問いたします。

1項目めは、制度のあり方であります。

この制度の本質的な問題は、75歳以上の高齢者のみを区分し、保険証も別立てにするという差別的な制度であるということです。そして、若い人に比べて医療費の伸び率が高い高齢者医療費の増加に比例して高齢者の保険料が増加する仕組みになっているということです。また、加入者全員が死亡するまで保険料を徴収されますし、2年ごとに保険料の改定が行われ、実質的に引き上げられる実態となっております。保険料が払えない場合は、短期保険証や資格証明書の発行など、保険証の取り上げが行われることなどであります。このように、この制度は矛盾だらけと考えますが、連合長、あるいは事務局長としての考え方についてお聞きいたします。

2項目めは、短期保険者証の交付状況についてであります。

第1に、直近の交付件数はどのようになっているのかお聞きいたします。

第2に、交付件数のうち、滞納期間をどのように設定して交付しているのかお聞きいたします。

第3に、交付対象者の所得状況をどのようにとらえているのかお聞きいたします。

第4に、資格証明書は当然ですが、短期保険者証も発行するべきでないと考えますが、いかがでしょうか。

3項目めは、保険料の改定についてであります。

第1に、2012年度は保険料が改定されます。現時点でのその見通しについてお聞きいたします。

第2に、引き続き据え置く考えはあるのかお聞きいたします。

4項目めは、医療給付費についてであります。

市町村によって受けられる給付に格差があるように見えます。払う保険料は同じなのに、1人当たりの医療給付費が違うのはなぜでしょうか。もしも、これを格差と言うならば問題ではないかと考えますか、いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

議長（菅原恒雄君） 谷藤連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） 武田猛見議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、後期高齢者医療制度の考え方についてであります。現行の後期高齢者医療制度は、高齢化の進行に伴い高齢者の医療費が増加する中で、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能な医療制度とするため、老人保健制度にかわる制度として平成20年4月から施行されたものであります。制度の検討過程において、高齢者をはじめ、国民に十分な理解が得られなかったこと等を背景として、75歳以上の方の独立した制度としたことや、保険料負担のあり方、年金天引きなど、さまざまな意見が寄せられ、制度発足当初において混乱が生じたものと認識しております。

高齢者医療制度につきましては、昨年、厚生労働大臣主宰による高齢者医療制度改革会議において、新たな高齢者医療制度の検討が進められ、最終取りまとめが行われたところであり、本年6月には政府が取りまとめた社会保障・税一体改革成案において、改革会議での取りまとめ等を踏まえた見直しが盛り込まれ、現在国において、全国知事会等地方3団体と政務レベルでの国と地方の協議が開始されているところでもあります。

今後、医療保険制度に関する財政基盤強化策等の主要論点とあわせ、高齢者医療制度に関する議論も進むと存じておりますので、国等の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと存じます。

また、現行制度が継続されている間は、安定した制度運営を続けていくことが広域連合としての責務でありますことから、引き続き円滑な制度運営に努めてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、すべての国民が安心して医療が受けられるよう、将来にわたっての財源確保も含め、国の責任において持続可能な医療保険制度を構築する必要があるものと存じておりますので、新たな高齢者医療制度を構築するに当たっては、十分な検討及び周知期間を確保し、国民、地方公共団体、保険者、医療関係等から幅広く納得が得られる制度となるよう、広域連合として県民や市町村等、関係者からの意見、要望等を十分にお聞きし

ながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会等を通じて国に要望してまいりたいと存じます。

次に、保険料改定の見通しについてであります。次期財政運営期間であります平成24年度及び25年度の保険料率の算定につきましては、現在、算定の基礎数値であります被保険者数や医療給付費等の伸び率の推計作業のほか、平成22年度及び23年度の財政収支に係る剰余金の見込み額の確定や、保険料率の増加抑制に活用が可能な財政安定化基金の取り崩しについての岩手県との協議の作業に加え、年内に示される予定の診療報酬の改定等を勘案しながら算定作業を進めているところであります。

現行の保険料率につきましては、均等割額は全国で2番目に低く、所得割率は全国で最も低い水準となっているところであります。当広域連合における医療給付費は平成22年度決算で前年度比3.8%の増となっており、今後も増加傾向が続くものと予想されます。現行の保険料率改定の際に活用いたしました剰余金も減少しておりますことから、今後基礎数値の推計の精度を高めながら、保険料率の増加を抑制するための対応策を総合的に判断してまいりたいと存じます。

また、次期保険料率の見直しに当たっては、構成市町村及び岩手県との協議を行うほか、被保険者等の代表者及び医療保険関係団体等で組織しております。岩手県後期高齢者医療広域連合運営協議会においてご意見をいただきながら、来年1月には新保険料率を確定させることとしており、2月に開催を予定しております連合議会定例会に条例改正案を提出することとしております。

なお、そのほかのご質問につきましては、事務局長からお答え申し上げます。

議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

事務局長（浅沼秀夫君） お答え申し上げます。

短期被保険者証の交付状況についてであります。直近の交付件数につきましては、本年11月1日現在、417人の方に交付をしているところであります。

次に、交付件数のうちの滞納期間についてであります。短期被保険者証の交付は滞納期間が1年以上の方を対象としており、滞納期間が3年以上の方が48人、2年以上の方が138人、1年以上の方が231人となっております。

次に、交付対象者の所得状況についてであります。平成22年度の状況で見ますと、所得金額が100万円以上の方が86人、100万円以下の方が261人となっており、過去3カ年の傾向で見ますと、所得金額100万円以下の方の交付割合が高くなっているところであります。

次に、短期被保険者証の発行についてであります。短期被保険者証は保険料を納付する

ことができない特別の事情がないにもかかわらず長期にわたり保険料を滞納している方について、より一層の納付相談等の機会を確保し、適切な収納に結びつけることを目的に、市町村が保険料徴収事務において納付折衝のために活用しているものであります。その運用につきましては、機械的に行うことにより高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう適切に行うこととしております。したがって、現時点では被保険者間の負担の公平を図る観点からも、短期被保険者証の発行継続はやむを得ないものと存じておりますが、今後とも、滞納者個々の事情に十分に配慮したきめ細かな収納対策を実施することにより発行の解消に努めてまいりたいと存じます。

次に、保険料の据え置きについてであります。先ほど連合長から保険料改定の見通しにつきましてご答弁申し上げたところでありますが、来年1月の新保険料率の確定に向けて、現在、算定の基礎数値であります被保険者数及び医療給付費等の伸び率や、東日本大震災の影響を勘案した所得伸び率及び保険料の予定収納率などの推計、精査の作業を進めているところであり、粗い試算では保険料率の増加要因が生じておりますことから、今後の算定作業において増加抑制のための活用可能な財源を最大限に確保しながら、現下の厳しい経済状況を踏まえ、被保険者の理解が得られるような保険料率の見直しに努めることとしておりますので、現時点では保険料の据え置きにつきましては確定できませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、医療給付費の格差についてであります。平成22年度における県内市町村別の1人当たり医療費の状況は、医療費水準が最も高いのが矢巾町で93万4,942円、最低が普代村の54万6,042円で、県平均は73万218円となっており、盛岡市及びその近郊の町村において医療費水準が高い傾向にあり、病院数などの医療資源の量との相関関係が推測されるところであります。

また、厚生労働省の医療費の地域差分析によりますと、医療費の地域差の要因としては、人口の年齢構成、病床数等医療供給体制、健康活動の状況、住民の生活習慣などとなっております。本県においても同様の要因により地域差が生じるものと考えているところであります。

これらのことから、医療給付に格差が生じないように、まずは医療費の平準化を図る取り組みが必要であると考えておりますし、特に住民の生活習慣病予防と健康づくりが重要でありますことから、今後とも、健診の一層の推進と高齢者の健康づくり活動の促進に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、ご質問にお答え申し上げます。

議長（菅原恒雄君） 武田猛見議員。

24番（武田猛見君） 再質問させていただきます。よろしいでしょうか。

議長（菅原恒雄君） どうぞ。

24番（武田猛見君） 自席でよろしいでしょうか。

議長（菅原恒雄君） はい、どうぞ。

24番（武田猛見君） ご答弁ありがとうございました。

2つほど、ちょっとお聞きしたいのがあります。

1つは、短期保険証のことです。

ただいまの答弁の中でもおっしゃられたように、所得水準が大変低い、そういった方々の滞納がやはり多い。特にも今の答弁では3年以上滞納している方々が四百数十人もいるというようなことと確認したつもりですが、やはり何らかの手を打たないと、これはこのままずるずると増えていく、ますます受けられる医療が受けられない、こういったことにつながっていくのではないかなという部分で、もう少しその方向性というものを見つけ出す施策なり考え方というのがおありなのかどうか、1つお聞きします。

それから、今、例えば最後に申しました医療費の平準化ということで、医療給付費が市町村によって大変違う。これは本当に確かに盛岡に近い周辺はいいんだけど、病院がない地域に行きますと大変な状況になっていると、特にも、これは直接関係あるかどうかはわかりませんが、県のいわゆる医療の対策がどンドンどンドン地方にとっては後退していく中で、果たして本当にこういった医療費の給付水準を平準化するということができるんだろうかというところら辺で、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

事務局長（浅沼秀夫君） では、2点につきましてお答えを申し上げます。

1点目につきましてでございますが、短期保険者証の交付の関係でございますけれども、これにつきましては毎年、例えばでございますが、本年度、平成23年度638人の交付からスタートいたしまして、現在417人ということで、年度当初より最終的には交付者数は減っておる状況にはございますが、いずれこれは各市町村のほうからも、議員さんからご指摘のようなお話もありまして、いずれ広域連合といたしましても、各市町村と収納対策につきましていろいろとご協議させていただいておりますので、この中でもうちょっとそういった滞納分析をしながら、何とか例えば分納誓約に結びつけるような格好で、短期証の発行の解消というところで、そういったところを今、市町村といろいろと協議させていただいております。

たので、そういった方向でもって今後交付の解消に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

もう1点の格差のところでございます。

これにつきましても、やはり広域連合といたしましては、どうしても県内で統一した取り組みとして、健康診査とか健康保健活動とか、そういった事業は実施できるんですが、どうしてもやはり各市町村に参りますと、やはり住民の方々との実際のやりとりの中で、果たしてそういった健康対策が、住民個々人一人までできるかどうかという、そういった問題もございまして、まず当面は連合といたしましては、健康診査の受診率を上げてみたり、いろいろと健康活動に対する意識啓発を行いながら、それを市町村と連携を図りながらということで、そういった取り組みをしていきたいと、あとはやはり医療機関等、大きな問題がありますので、これは岩手県とも協議しながら、そういった平準化に向けての具体策につきましてはいろいろと相談してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

以上で武田猛見議員の質問を終わります。

質問を許します。

佐藤ケイ子議員。

4番（佐藤ケイ子君） 議席番号4番、北上市の佐藤ケイ子でございます。

保険料改定についてと大震災の対応についての2項目の通告をしております。よろしくお願いいいたします。

一昨年夏の政権交代により、後期高齢者医療制度は廃止され、平成25年度、2013年度から新制度移行というスケジュールになっているというふうに思っておりましたが、政権運営の混乱や財政難、さらには大震災の対応などもあり、制度改革は頓挫してしまったのかと先行きが不透明のままになっております。

この制度は、いろいろな問題がありますが、やはり75歳になってから保険証が変わるとか、納付方法や保険料が変わるといのは高齢者に混乱をもたらしており、不満が今でも寄せられております。市町村窓口での対応も苦慮していると聞いています。さらには、いまだに制度に反対の人が保険料納付を拒否するという事例まであるということで、不信感が払拭されていないのが現実です。

さて、保険料について、先ほどの質問もございましたけれども、2年ごとに見直しがされ

ることになっており、来年度が改定時期となりました。平成22年度からの改定時期においては、基金を活用して据え置いておりましたが、今度の改定でも基金を活用して据え置くものと私は推察しておりますが、どうでしょうか。

その基金ですが、21年度末の基金は23億円、22年度末の基金は15億円のように、23年度末はどのような見込みになるのでしょうか。高齢者人口の増に伴う医療費増も勘案すると、決して余裕のある基金ではないと思いますが、基金の状況と保険料改定の見通しについて伺います。

また、そろそろコンピューター機器など、各種の事務機器も更新時期にきているというふうに思われますが、高額な機器更新などがもしあるとするなら、市町村拠出金にも影響してまいりますので、大規模支出の計画はあるかどうか伺います。

次に、大震災の影響と対応について伺います。

東日本大震災による死者は1万5,836人、最も多いのは宮城県9,501人、次いで岩手県4,665人、福島県1,604人などとなっているようです。また、行方がわからない方は宮城県で1,995人、岩手県で1,427人、福島県で226人など、計3,652人となっているということで、死者と行方不明者の数は計1万9,488人となったという報道です。死亡原因は溺死が9割以上で、やはり60歳以上、特に70歳以上の高齢者の命が最も多く失われたということです。医療機関も被災したため診療できず、また火葬にも大変困ったとのこと、筆舌に尽くせない苦しみがあったと聞いておりますが、震災によって医療費の動向はどうなったのでしょうか。

葬祭費は例年の比ではなく、突出して多かったと思いますが、どのような給付状況か、さらには災害減免など、震災による影響を伺います。

そして、大震災では市町村の職員も犠牲になり、人手が不足している中で日夜避難所運営や被災者支援、復旧活動などなど言い尽くせない苦勞をしています。県内外から支援のための派遣職員が入っている中で、広域連合に職員を派遣している状況ではないのは想像がつきます。ということで、震災自治体からの職員は引き上げたようですが、その人員減をどのような体制で運営しているのか伺います。

そのほかに、被災市町村からの支援の要請は出ているのか、広域連合からの支援体制はどのようなになっているのか伺います。

さて、広域連合の運営は市町村派遣の職員で対応しているわけですが、市町村事情や事業の継続性、専門性なども考慮すると、プロパー職員の採用も検討しなければならないのかもしれない。しかし、制度自体の不透明さによって、中長期的な計画も立てられないのでは

ないかと思うばかりです。安心して医療を受けられる制度、持続される制度の安定を願って、質問いたします。

議長（菅原恒雄君） 谷藤連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） 佐藤ケイ子議員のご質問にお答え申し上げます。

保険料改定の見通しについてであります。現行の保険料率につきましては、均等割額は全国平均の4万1,700円に対しまして3万5,800円となっており、所得割率は全国平均の7.88%に対しまして6.62%となっておりまして、全国でも最低の水準となっているところであります。

今回の保険料率改定に当たりましては、医療給付費の増加傾向が今後も続くものと予想されますし、平成22年度及び23年度の剰余金が減少しておりますことから、今後基礎数値の推計の精度を高めながら、保険料率の増加を抑制するための対応策を総合的に判断してまいりたいと存じます。

現在、被保険者数や医療給付費等の動向を精査しながら、今後生じると見込まれる剰余金の算定作業や保険料率の増加抑制に活用が可能な財政安定化基金の取り崩しなどについて岩手県と協議を進めているところであり、年内に示される予定の診療報酬の改定等を勘案しながら保険料率の算定作業を進めているところであります。

今後の作業といたしましては、構成市町村等と協議をしながら、被保険者等の代表者及び医療保険関係団体等で組織しております岩手県後期高齢者医療広域連合運営協議会からもご意見をいただき、来年1月には新保険料率の確定作業を終了させることとしており、2月に開催予定しております連合議会の定例会に条例改正案を提出することとしております。

そのほかのご質問につきましては、事務局長からお答え申し上げます。

議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

事務局長（浅沼秀夫君） お答え申し上げます。

ただいま佐藤議員のほうから、基金と、あと剰余金のところのお話が出たかと思しますので、基金というのは財政安定化基金ということと、あと先ほど25億円、昨年度、前回25億円というお話は剰余金というところで、そこを分けてのご答弁をさせていただきたいと思えます。

剰余金、これは前回に保険料率を見直した際の25億円ということから、今回平成22年度決算におきましては、おおよそ13億円の剰余金ということとあわせまして、平成23年度、今年度に見込まれる剰余金、これをあわせて来年度の保険料率の改定にそれを活用するとい

うふうな状況になりまして、現在数字は動いておりますが、その13億円から現在18億円程度ぐらいは剰余金として見込めるのかなというところで、現在算定作業をやっておるところでございます。したがって、18億円を活用しての保険料率の見直し作業ということになります。

あわせて、昨年度より5億円ほどの減少というふうな状況も現在ございますので、前回は活用しませんでした岩手県に設置しております財政安定化基金、これを活用したいということで、現在事務局のほうで考えておるところでございます。平成22年度末における積立額の合計でございますが、10億600万円ほどとなっております。平成23年度の積立額と合わせますと13億7,400万円ほどになるものと見込んでいるところであります。

また、岩手県に設置されております財政安定化基金につきましては、平成22年度の法改正によりまして、保険料率の増加の抑制を図るため、剰余金の活用に加え、基金の活用も可能となりましたことから、基金の趣旨であります、後期高齢者医療の財政の安定化に資するためのものであることを十分に踏まえながら、今回の保険料率改定に当たっての基金の取り崩しにつきましても、今後、県と協議を行うこととしております。

次に、機器更新などの大規模な経費支出の計画についてであります。現行の後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器が、来年6月で耐用年数の5年を経過いたしますことから、平成24年度中にシステムの機器を更新する計画としております。また、来年3月には平成25年4月以降に運用します新システムの全国説明会が厚生労働省の主催で予定されておりますことから、今後、機器更新計画とあわせて新システムへの移行スケジュールを作成することとしております。

なお現在、機器更新に要する経費見積もりや市町村負担額の積算作業をしているところであり、平成24年度当初予算に必要経費を計上することとしております。

次に、大震災の影響と対応についてであります。震災による医療費や葬祭費及び保険料減免の対応であります。医療費につきましては、被災された被保険者の方に対しまして一部負担金を免除としており、9月末現在で1万1,459人の方に一部負担金免除証明書を発行し、4億1,800万円ほどの免除を行ったところであり、保険料の減免につきましては、9月末現在で9,340人の方に2億8,700万円ほどの減免を行ったところであります。

なお、免除等に要しました経費の8割は後期高齢者医療災害臨時特例補助金として、2割は特別調整交付金として国から全額交付されるものであります。

また、葬祭費につきましては、震災による死亡者が約2,000人となっており、6,000万円

ほどの支出が見込まれるものであります。

次に、震災の影響による広域連合事務局の人員体制についてであります。3月11日の震災発生以降、特に被害が著しい宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市の4市及び今年度から派遣を予定しておりました大槌町につきましては、職員派遣が困難とのことから、今年度の事務局職員は前年度の23名から5名減の18名の体制で運営しているところであります。

また、減職員の補充につきましては、臨時職員を4名増員したほか、職員の時間外勤務や業務委託等により対応しているところであります。なお、10月からは被災市町村の支援業務対応等の職員として、盛岡市より来年3月まで1名の追加派遣をいただいているところであります。

次に、被災市町村に対する広域連合からの支援体制についてであります。震災後毎月、沿岸被災市町村を巡回し、後期高齢者医療制度に関する事務の円滑な処理等の支援に当たったほか、今月から実施しております被災市町村事務支援事業を通じまして、支援要請をいただいた大槌町に広域連合の職員を1名出張させ、保険料減免申請受付事務や葬祭費申請受付事務などの支援を行っているところであります。また、被災により市町村庁舎に設置していた標準システム機器が流出したため、必要な機器を広域連合で購入設置し、システムの復旧支援を行ったところであり、今後とも被災市町村との連携を密にしながら、事務支援等を継続してまいりたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。

議長（菅原恒雄君） 佐藤ケイ子議員。

4番（佐藤ケイ子君） 大体は理解いたしました。

震災対応でも非常に多くの皆さんが苦慮していらっしゃる、そして広域連合でもその配慮をしておられるということも理解をいたしました。

それで、1点は新年度の広域連合の体制についてなんですけれども、やはり沿岸の被災市町村からの派遣は望めないということだと思つたので、それをまた内陸の市町村が増員をするのかどうか、また今年度と同様に臨時の体制で行うのかどうか、そういった方向性を示していただきたいというふうに思います。各市町村でも、人員削減でぎりぎりの状態で公務を行っておりますし、さらには別の業務の関係で沿岸被災地市町村に職員も派遣しております。内陸市町村といつても、そんなに人員確保されているわけではないので、大変厳しい状況になっているというふうに認識しておりますので、広域連合の対応を再度お伺いします。

それから、保険料のことについてなんですけれども、先ほどから全国レベルに比較して均

等割など大変低いレベルにあると、医療費も低いレベルにあるということ、それ自体を見れば、まあいいかなというふうに思いますが、実は全国に比べて医療費、医療を受けられるような環境ではないということが岩手県にはあるのだということを認識せざるを得ないというふうに思います。これは、ここ広域連合で議論してもしょうがないというか、県との対応になるというふうに思いますけれども、それで財政安定化基金の活用、これについてはしっかり出していただくということで、保険料を据え置きしていただくような方向性を持って進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

事務局長（浅沼秀夫君） お答えいたします。

2点でございます。

1点目、来年度の職員体制の考え方でございます。

佐藤議員さんご指摘のとおり、内陸のほうも現在いろいろ職員の派遣という状況もございまして、実は今月末に県内の人事担当課長さん方の会議の中で、その辺をご協議申し上げる予定にしております。ただ、その前段として、私ども広域連合としても、内陸を含め、各被災市町村を訪問しまして状況等を確認してまいりましたが、いずれ被災されました市町村につきましては、やはりここ3年ぐらいは無理だろうというふうなお話をいただきました。あと内陸につきましても、やはりかなりの数の職員、あとこれまでなかなか職員採用を手控えていたということもありまして、なかなか難しいというお話も伺っております。現在、町村でローテーションも組んでおりまして、まだローテーションの当番になっていない町村につきましてもお邪魔いたしまして、何とか前倒しができないのかというふうな、お話もしている状況でございます。これらを総合いたしまして、今月末の会議の中で再度協議をしようということですが、あわせてご指摘の、先ほど佐藤議員さんから、プロパーというお話もでしたが、そういったプロパーになるかどうかというのは連合も特別地方公共団体でございますので、そういう形でできないのかもしれませんが、それに類似する体制を整えながら、何とかここ3年を乗り切る体制を、これから年末にかけて詰めていきたいというふうに考えております。

次に、医療費の関係でございます。

これにつきましては、やはり先ほどご答弁申し上げたとおり、なかなか広域連合だけの取り組みというのは難しいんですが、いずれ広域連合で現在できるのは、何とか市町村と連携しながら、そういった保健予防活動、これをしながら何とか医療費を、かかるのはしょう

がないんですが、不要な医療費につまましてはかからないような、そういった取り組みを進めながらということで、今現在、連合長から申し上げた、全国では最低水準の保険料でありますけれども、やはりご答弁申し上げたとおり、増加要因が出ておりますので、何とか県のほうにもご相談申し上げて、安定化基金も使わせてもらいながらと、ただこの安定化基金の使い道の中で県からもご指摘いただいているのは、要は例えばこの制度がまた継続した場合に、さらに2年後にまた急激な上昇がないのかと、そういうふうなご指摘もされておりました、やはり今年度維持したために、次回2年後にかなりの上昇が見込まれるということも、そこら辺も見据えた格好で安定化基金の活用を考えながらということで検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（菅原恒雄君） 以上で、佐藤ケイ子議員の質問を終わります。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅原恒雄君） 日程第6、認定第1号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

事務局長（浅沼秀夫君） それでは、お手元に配付しております議案書をご覧ください。

1ページをお開き願います。

認定第1号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につつまして、その概要をご説明申し上げます。

この議案書のほかに、別冊の平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の一般会計歳入歳出決算書、1ページから8ページをご覧ください。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定を受けるため提出するものでございます。

決算書、5ページから6ページをお開き願います。

一般会計の歳入総括表であります。

歳入であります。予算現額12億5,248万5,000円に対しまして収入済額は12億5,222万

3,572円で、予算額に対する収入済額の比率は99.97%であります。

続いて、7ページから8ページをお開き願います。

一般会計の歳出総括表であります。

歳出であります。予算現額12億5,248万5,000円に對しまして、支出済額は12億3,769万6,729円で、執行率は98.81%であります。不用額は1,478万8,271円となっております。

恐れ入ります、ページを戻っていただきまして、4ページをお開き願います。

下段に記載しておりますが、この結果、歳入歳出差引残額であります剰余金は1,452万6,843円となっております。

詳細につきましては、事務局の会計管理者からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅原恒雄君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

浅沼会計管理者。

会計管理者兼会計室長（浅沼和明君） 平成22年度一般会計歳入歳出決算事項別明細につきましてご説明申し上げます。

お手元にお配りしている平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の9ページから20ページまでの事項別明細書をご覧ください。

歳入につきまして、収入済額を読み上げご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は1億9,732万7,000円となっております。1項負担金も同額であります。当広域連合規約に基づく事務局運営に要する事務費や職員の人件費など、共通経費に係る市町村の負担金であります。

2款国庫支出金は10億3,369万5,860円、1項国庫負担金が110万7,750円となっております。保険料不均一賦課に係る国からの負担金であります。

2項国庫補助金が10億3,258万8,110円となっております。保険料の軽減措置などに係る国からの補助金であります。

3款県支出金は110万7,750円となっており、1項県負担金も同額となっております。保険料不均一賦課に係る県からの負担金であります。

4款財産収入は169万5,119円となっており、1項財産運用収入も同額となっております。後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子が主な収入であります。

6 款繰入金は408万8,791円となっております。財政調整基金からの繰入金であります。

7 款繰越金は1,301万8,118円となっております。前年度からの繰越金であります。

8 款諸収入は129万934円、1 項預金利子が1 万3,628円となっております。

2 項雑入が127万7,306円となっており、3 目雑入も同額となっております。事務局職員用に借り上げしている住宅の使用に係る職員の自己負担分が主な収入であります。

歳入合計は、予算現額12億5,248万5,000円に対しまして、調定額は12億5,222万3,572円で、収入済額も同額であります。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

次に、歳出につきまして、支出済額を読み上げてご説明申し上げます。

決算書の15ページをご覧ください。

1 款議会費は105万7,258円であります。

2 款総務費は12億3,442万3,971円、1 項総務管理費が12億3,431万771円となっております。後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金及び派遣職員22名分の人件費相当額を派遣元市町村に支払う負担金が主な支出であります。

3 項監査委員費が11万3,200円あります。

3 款民生費は221万5,500円となっており、1 項社会福祉費も同額となっております。保険料不均一賦課に係る財源補てんのための特別会計への繰出金であります。

歳出合計は、予算現額12億5,248万5,000円に対しまして、支出済額12億3,769万6,729円、不用額1,478万8,271円あります。

以上で、一般会計歳入歳出決算について説明を終わります。

なお、決算書のほか、お手元に主要施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、あわせてご参照いただきまして、よろしくご説明申し上げます。

議長（菅原恒雄君） 会計管理者から説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

武田牧雄代表監査委員。

代表監査委員（武田牧雄君） それでは、平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、7月27日から8月10日までの間、決算審査を実施いたしました。その結果につきまして、広域連合長あてに審査意見を提出いたしましたので、その概要をご報告いたします。

歳入歳出決算の内容につきましては、ただいま会計管理者から説明がございましたので、私からは省略させていただきます。

審査の結果につきましては、いずれも地方自治法、同法施行令など、関係法令の定めるところにより適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係書類の計数は、関係書類などにより照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたとところでございます。

予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に沿い、適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

以上、平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計決算審査意見の概要につきましてご報告申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の審査意見書をご覧いただきたいと存じます。

議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑のある方はありませんか。

佐藤ケイ子議員。

4番（佐藤ケイ子君） すみません、私の見方がおかしいのかもしれないので、確認のためお聞きしたいと思います。

この決算書の18ページの基金のところなんですけれども、18ページの右のほうに備考がありまして、財政調整基金積立金は653万7,000円、それから臨時特例基金の積立金が10億三千四百何円ということでございます。そして、これと一番最後のページ、54ページの決算年度中の増減高というところが、数字が違うわけなんですけれども、ここはイコールにならなくていいものなんでしょうか。見方も含めてご説明をお願いいたします。

議長（菅原恒雄君） 蛇口議会書記長。

議会書記長（蛇口秀人君） 佐藤議員さんの質問についてご説明いたします。

18ページのほうは22年度に積み立てた額について記載しております。22年度において10億4,079万2,000円余を積み立てたものでございます。54ページにつきましては積み立てた後の金額を記載しておりますので、そういったことで若干数値のほうが違ってきているものであります。

議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

〔「ちょっとわからない。後で聞きます。いいです」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅原恒雄君） 日程第7、認定第2号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書2ページをお開き願います。

認定第2号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳出歳入決算の認定」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

また、別冊となっております平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合特別会計歳出歳入決算書の21ページから28ページをご覧願います。

25ページから26ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の歳入総括表であります。

歳入であります。予算現額1,416億4,858万9,000円に対しまして、収入済額は1,390億9,892万417円で、予算額に対する収入済額の比率は98.20%であります。

続いて、27ページから28ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の歳出総括表であります。

歳出であります。予算現額1,416億4,858万9,000円に対しまして、支出済額は1,339億9,159万7,842円で、執行率は94.59%であります。不用額は76億5,699万1,158円となっております。

恐れ入ります、ページを戻っていただきまして、24ページをお開き願います。

下段に記載してありますが、その結果、歳入歳出差引残額であります剰余金は51億732万2,575円となっております。

詳細につきましては、会計管理者からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅原恒雄君） 審議に先立ち、会計管理者から平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明があります。

浅沼会計管理者。

会計管理者兼会計室長（浅沼和明君） 平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の事項別明細につきましてご説明申し上げます。

一般会計に引き続き、お手元にお配りしている歳入歳出決算書の29ページから50ページまでの事項別明細書をご覧ください。

歳入につきまして、収入済額を読み上げてご説明申し上げます。

1款市町村支出金は214億2,850万1,979円、1目事務費負担金が2億5,944万3,000円となっております。広域連合規約に基づく制度運営に要する事務費などの共通経費に係る市町村の負担金であります。

2目保険料等負担金が101億7,993万9,790円、1節保険料負担金が74億9,491万5,758円となっております。被保険者から徴収した保険料に係る市町村の負担金であります。

2節保険基盤安定負担金が26億8,296万407円となっております。保険料軽減措置に係る市町村の負担金であります。

3節延滞金負担金が206万3,625円となっております。保険料の納付が遅れた被保険者から徴収した延滞金に係る市町村の負担金であります。

3目療養給付費負担金が109億8,911万9,189円となっております。市町村に住所を有する被保険者の医療に要した経費の12分の1に相当する市町村の負担金であります。

2款国庫支出金は462億7,646万2,891円であります。

1項国庫負担金が330億5,278万8,587円、1目療養給付費負担金が327億4,813万6,106円、2目高額医療費負担金が3億465万2,481円となっております。医療給付に係る国からの負担金であります。

2項国庫補助金が132億2,367万4,304円、1目調整交付金が131億5,349万7,000円となっております。広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するための国からの交付金であります。

2目保険事業費補助金が5,771万1,000円となっております。1節健康診査費補助金も同額であります。

3目総務費補助金、1節医療費適正化事業費補助金は741万2,000円であります。後発医薬品の使用促進及び医療機関の適正受診に関する普及啓発事業などの実施に対する補助金であります。

4目特別高額医療費共同事業補助金は505万4,304円となっております。

3款県支出金は109億2,657万450円となっており、1項県負担金も同額であります。

1目療養給付費負担金が106億3,587万3,011円、2目高額医療費負担金が2億9,069万7,439円となっております。医療給付に係る県の負担金であります。

4款支払基金交付金は548億3,398万5,000円となっております。医療給付に係る若年層からの支援金として社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5款特別高額医療費共同事業交付金は689万4,615円となっております。著しく高額な医療費を共同で負担するための制度に係る国保中央会からの交付金であります。

8款繰入金は10億1,201万412円、1項一般会計繰入金が221万5,500円、2項基金繰入金が10億979万4,912円となっております。保険料軽減措置などの財源補てんに係る後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金であります。

9款繰越金は43億9,515万2,346円、前年度からの繰越金であります。

11款諸収入は2億1,934万2,724円となっております。2項預金利子は812万1,220円で、歳計現金の運用に係る預金利子であります。

3項雑入は2億1,122万1,504円であります。交通事故などに伴う損害賠償に係る第三者納付金が主な収入となっております。

以上、歳入合計は予算現額1,416億4,858万9,000円に対しまして、調定額は1,390億9,892万417円で、収入済額も同額であります。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

決算書の41ページをご覧ください。

1 款総務費は2億6,204万3,534円、1 項総務管理費が2億6,159万5,567円となっております。後期高齢者医療制度の運営に係る各種業務委託料や電算処理システム借上料などが主な支出となっております。

2 項賦課徴収費が44万7,960円となっております。被保険者の情報提供業務委託料が主な支出であります。

2 款保険給付費は1,315億7,732万4,604円、1 項療養諸費が1,269億5,285万6,449円、1 目療養給付費が1,262億7,919万7,204円となっております。

2 目訪問看護療養費は2億4,592万4,175円、4 目移送費は16万9,310円、5 目審査支払手数料は4億2,756万5,760円となっております。診療報酬などの審査支払いにかかる手数料であります。

2 項高額療養諸費は42億8,447万8,155円となっており、1 目高額療養費は41億8,277万1,423円、2 目高額介護合算療養費は1億170万6,732円となっております。

3 項その他医療給付費が3億3,999万円となっており、1 目葬祭費も同額となっております。死亡した被保険者1人当たり3万円を葬祭費として支出したものであります。

3 款県財政安定化基金拠出金は1億2,288万4,350円となっております。県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金であります。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金は942万7,518円となっております。著しく高額な医療費の発生による財政の影響を緩和するために制度を運営する国保中央会に対する拠出金であります。

5 款保険事業費は1億7,793万8,153円となっており、1 項健康保持増進事業も同額となっております。

1 目健康診査費が1億4,629万8,271円となっております。市町村と共同実施した被保険者の健康診査に係る補助金が主な支出であります。

2 目健康保持増進事業費が3,163万9,882円となっております。人間ドックなどを実施した市町村への補助と、歯科健診、健康増進啓発テレビ番組制作及び放送事業の業務委託料などとなっております。

9 款諸支出金は18億4,197万9,683円となっており、1 目保険料還付金は2,677万8,566円、2 目償還金は18億1,515万6,417円となっております。平成21年度の療養給付費負担金などについては平成22年度に確定することから、これの精算に伴う返還金であります。

3 目還付加算金は4 万4,700円となっております。

歳出合計は、予算現額1,416億4,858万9,000円に対しまして、支出済額が1,339億9,159万7,842円、不用額が76億5,699万1,158円となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算について、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

武田代表監査委員。

代表監査委員（武田牧雄君） それでは、平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査報告の概要を申し上げます。

審査の結果につきましては、いずれも地方自治法、同法施行令など、関係法令の定めるところにより、適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係書類の計数は、関係書類などにより照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたとところでございます。

予算の執行につきましては、関係法令による制度の趣旨に沿い、適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

広域連合は、年々増加する医療費をどのように抑制し、財政の健全化を図るかという課題も抱えている一方、保険者の健康づくりや医療給付を実施するという重要な役割を担っていることから、引き続き安心して医療を受けられるよう、今後とも着実かつ円滑な制度の運営に努められますよう望むものであります。

以上、平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算審査意見の概要につきましてご報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書をご覧いただきたいと存じます。

議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

武田猛見議員。

24番（武田猛見君） 1点だけお聞きしたいと思います。

今の説明の中で、このページでいいますと明細書の47ページになりますが、保健事業費のいわゆる健康診査についてであります。

健康診査費の大半は市町村への補助金ということで、先ほどもお話しありましたが、その決算を見ますと予算に比べて余り伸びていないと、決算だけ見ていきますと、少しは伸びてはいるんですけども、22年度予算から見ますと2億幾らの予算に対して1億3,600万、なかなか受診率が上がらないということはわかるんですけども、予算を立てる時点でどういうふうな施策なり考え方で予算を組むのかということが前提にあると思います。そういう点で見ますと、どうもこうなかなか思うようにいけない、どういう努力がなされたのかなという跡が、ちょっと数字上からは見えないんですけども、その辺についてお願いします。

議長（菅原恒雄君） 蛇口議会書記長。

議会書記長（蛇口秀人君） お答えいたします。

健康診査についてでございますけれども、予算の立て方といたしまして、毎年度、実際の予算に比べまして実績のほうが下回る状況になっております。その理由はと申しますと、予算上はあくまで目標数値でもって受診率のほうを定めておまして、厚生労働省が定めておる全国平均が大体22%となっておりますので、それを上回る数字ということで予算を立てたところでございます。

今回、本県におきましては、毎年の立て方でやっていたんですけども、実際のところ、対象人数を精査いたしましたところ、11万3,543人と大幅に減ったところでございます。そのために、受診率は上昇して、実際の予算は下回った結果になっております。それはなぜかと申しますと、除外者数ということで、実際、高齢者の方々に病院にかかっている方々、そういった方々を除算したところ、かなり人数減となったところでございます。そういったこと等を要因といたしまして、受診率は上がったものの、逆に実際の予算執行は残が生じたというような状況でございます。

議長（菅原恒雄君） 武田猛見議員。

24番（武田猛見君） すみません、もう一度お願いします。

今のお話はよくわかるんですけども、いわゆる健診、これによって医療の少しでも予防という状況をつくっていくことが今は一番求められていると、そういう点では市町村における健康診査なりが進められているわけですけども、どうもなかなか思うようにいっ

いのではないかなというふうに私は感じております。

やっぱり、さまざま予算を組みながら、23年度の予算でも結構な額上げていますし、どういふ努力が必要なのかという部分をもっと市町村と話し合う場が必要なのではないかなと、そうしないと微増程度でもそのままいくだろう。逆に言えば、医療費がどんどんかかっていく結果になるのではないかなと、特に高齢化が進んでいくわけですから、その辺についてもう一度、ちょっとお考えをお聞きして終わります。

議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

事務局長（浅沼秀夫君） お答え申し上げます。

昨年度実績で、最高が一関の67.2%の受診率、最低が7.6%というふうな、かなり開きがございます。議員ご指摘のとおり、市町村との連携が一番重要であるということでございますが、市町村自体も、なかなか予算繰りとか、国保施設における受診の問題も抱えるという中での状況でございますので、ご指摘のとおり、連合といたしましても市町村の制度担当者の会議を年に3回程度持っておりますので、その中でもう少しどんな工夫ができるのか相談してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（菅原恒雄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで、代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時26分

議長（菅原恒雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号から議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から日程第12、議案第13号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」まで一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

事務局長（浅沼秀夫君） それでは、恐れ入ります、議案書の3ページから6ページをご覧ください。

議案第9号から議案第13号までの5件の専決処分に関し承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

議案3ページから6ページでございます。

議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年4月1日に施行されたことに伴いまして、一定の非常勤職員につきましても育児休業及び部分休業をすることができることについて定めるとともに、所要の規定の整備を行うものであります。

平成23年3月22日に専決処分を行ったものであります。

なお、次のご説明から、「岩手県後期高齢者医療広域連合」という組織名につきましては省略させていただきたいと存じますので、ご了承願います。

次に、議案書の7ページから9ページをご覧ください。

議案第10号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

この条例は、東日本大震災の被災者の後期高齢者医療保険料の減免に関し、必要な事項を定めたものでございます。

平成23年6月28日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書の10ページから11ページをご覧ください。

議案第11号「岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

平成23年4月1日から盛岡地区広域行政事務組合が盛岡地区広域消防組合に名称を変更することに伴い、岩手県市町村総合事務組合同規約において所要の整備を行うことについて協議をしようとするものであります。

平成23年3月9日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第12号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

平成23年9月26日をもって、一関市に編入する東磐井郡藤沢町を平成23年9月25日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させることについて協議をしようとするものであります。

平成23年7月7日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

議案第13号「平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,977万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,428億5,527万6,000円とするものであります。

議案書の14ページから15ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄をご覧ください。

また、別冊となっております平成23年8月の平成23年度補正予算に関する説明書にも掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

議案書の14ページから15ページをお開き願います。

補正額の欄をご覧ください。

東日本大震災により被災した市町村に設置している標準システム機器が流出したため、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を財源に当該システムの復旧を図ったほか、平成22年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金が保険給付費の確定に伴い超過交付された分を返還する必要があるため、所要額の補正を行ったものであります。

平成23年8月8日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第9号から議案第13号まで5議案につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅原恒雄君） あらかじめ申し上げます。

会議時間が長引いておりますので、円滑な審議にご協力をお願いいたします。

これより議案審議を行います。

議案第9号から議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第9号から議案第13号までの5件を一括採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第13号までは承認することに決しました。

議案第14号及び議案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅原恒雄君） 日程第13、議案第14号「平成23年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第14、議案第15号「平成23年度岩手県後期高齢者

医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

事務局長（浅沼秀夫君） 議案第14号から議案第15号までの2議案につきましてご説明を申し上げます。

議案書16ページから18ページをご覧ください。

議案第14号「平成23年度一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

当該補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,352万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億3,206万4,000円とするものであります。

議案書の17ページから18ページをお開き願います。

第1表、歳出歳入予算補正の補正額の欄をご覧ください。

また、別冊となっております平成23年11月の平成23年度補正予算に関する説明書、一般会計補正予算1ページから7ページにも掲載しておりますので、お目通しを願います。

平成22年度決算において剰余金が確定したため、財政調整基金への積立金の増額及びその他の所要額の補正を行うものであります。

次に、議案19ページから21ページをご覧ください。

議案第15号「平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

当該補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ32億2,441万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,460億7,969万4,000円とするものであります。

議案書の20ページから21ページをお開き願います。

補正額の欄をご覧ください。

別冊となっております平成23年11月の平成23年度補正予算に関する説明書、特別会計補正予算9ページから15ページにも掲載しておりますので、お目通し願います。

一般会計と同様、特別会計決算により剰余金が確定したため、平成22年度決算剰余金の繰越金への増額と、平成22年度の療養給付費負担金等の翌年度精算に伴い、国・県、市町村への返還金等が生じることなどから、所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第14号から第15号まで2議案につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第14号及び議案第15号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第14号及び議案第15号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び議案第15号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（菅原恒雄君） 以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

閉会 午後 3時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

副 議 長 中 崎 和 久

署 名 議 員 浅 沼 幸 雄

署 名 議 員 牧 野 茂 太 郎